

# 下関市立大学学長賞に関する要綱

令和4年10月26日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市立大学学則（平成19年規則第1号。以下「学則」という。）第43条及び下関市立大学大学院学則（平成19年規則第2号。以下「大学院学則」という。）第32条の規定に基づき、下関市立大学（以下「本学」という。）の学生（科目等履修生及び特別聴講学生を除く。以下同じ。）の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の名称)

第2条 表彰の名称は、下関市立大学学長賞（以下「学長賞」という。）とする。

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は、本学を3月に卒業又は修了する学生で、次に掲げる者とする。

- (1) 特に優秀な学業成績を修めたと認められる学部学生
- (2) 学業及び研究活動に関する業績が顕著であったと認められる研究科学生

(被表彰者の人数)

第4条 被表彰者の人数は、学科、研究科ごとに原則1名とする。

(被表彰者の選考基準)

第5条 被表彰者の選考基準は、学長が別に定める。

2 前項に規定する選考基準にかかわらず、次の各号に掲げる者は選考から除外する。

- (1) 学則第44条又は大学院学則第33条の規定により懲戒を受けた学生
- (2) 学則第45条又は大学院学則第34条の規定により教育的措置を受けた学生

(表彰の方法)

第6条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 学長は、表彰状に添えて、副賞を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰の時期は、3月に行われる学位記授与式の日とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、学長賞の表彰に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月26日から施行する。